

ふたつのアルプス望岳の里

「南田市場」景観形成住民協定書

(前文)

私たちの駒ヶ根市は、雄大なふたつのアルプスの眺望と自然の織りなす四季の彩りが香る文化公園都市として知られています。

私たちは、「南田市場土地区画整理事業」にあたり、遠い祖先が培ってきたふるさとの風土を、うるおいと、やすらぎのある美しい景観をつくる視野から見直しをし、新しいまちづくりを進めます。

朝日、夕日に映えるふたつのアルプスが見える風景を大切にして、緑豊かな市街地や公園をつくり、これをはぐくみ、次の世代に引き継いでゆくため、この協定を締結します。

(目的)

第1条 この協定は、南田市場地域の景観形成に必要な事項について協定し、ふたつのアルプスを眺望するにふさわしい、緑豊かなうるおいと、やすらぎのある住み良い美しいまちをつくり、はぐくむことを目的とします。

(名称)

第2条 この協定は「ふたつのアルプス望岳の里『南田市場』景観形成住民協定」といいます。

(協定の地域)

第3条 この協定の地域（以下「協定地域」という。）は、「南田市場土地区画整理事業」の地域内40.8haとします。

2 協定地域に隣接する協定地域外の土地の権利者が、新たにこの協定に参加しようとするときは、参加者が協議会に合意の意思表示を書面で行い、協議会がこれを認めた場合は、協定地域に編入できるものとします。

(協定の締結)

第4条 この協定は、協定地域内の土地所有者並びに建築物等の所有を目的とする地上権者及び賃借権者の3分の2以上の合意により締結します。（以下協定を締結した者を「協定者」といいます。）

(協議会)

第5条 この協定の運営に関する事項を処理するため、ふたつのアルプス望岳の里「南田市場」景観形成住民協定協議会（以下「協議会」という。）を設置します。

2 協議会の組織、運営等の必要な事項は別に規約で定めます。

(協定地域内における協定者の責務)

第6条 協定者は、次の事項について積極的に取り組みます。

- (1) 敷地内の空き地、特に道路に面した部分には、できる限り草花、樹木を植え緑化に努めます。
- (2) 地域で実施する環境美化活動、資源ゴミの再利用、ゴミの分別収集などに取り組みます。
- (3) 道路の沿線は、道路管理者に協力して、緑化及び環境保全に努めます。
- (4) 協定地域内の道路、河川及び公園などの美化清掃を実施します。

(まちづくり基準)

第7条 協定地域内における、うるおいとやすらぎの環境や、美しい景観をつくるために、基本的なまちづくりの方針、土地利用計画等について、みんなが住みたいまち、ここに住んで良かったと実感できるまちづくりに必要な基準（以下「まちづくり基準」という。）を定め、これに適合するようにします。

(協定地域内における協議書の提出等)

第8条 協定地域内において、次の各号に掲げる行為、又は手続き等をしようとするときは、事前に協議会と協議するものとします。

- (1) 土地及び建築物等の権利の移転
- (2) 農地転用
- (3) 現在の土地利用の変更
- (4) 建築物、工作物等の新築、増築、改築、移転、外観の変更
- (5) 土地の造成、柵、擁壁等の設置
- (6) 屋外広告物の設置
- (7) 自動販売機の設置

2 前項の事前協議は、原則として前各号の実施に必要な各種法令に基く、申請、届出等、手続きの30日前までに、協議書を協議会に提出するものとします。

3 協議書の様式、その他事前協議に係る必要な事項は、別に定めます。

(審査会)

第9条 協議会は、前条の規定による事前協議について審査するため、審査会を設置します。

2 審査会の構成、運営等必要な事項は別に定めます。

3 協議会長は、前条の規定による協議書を受理した場合は、速やかに審査会を開催し、まちづくり基準に適合するかどうか審査し、適合することを確認した場合は、その旨を文書をもって回答するものとします。

4 協議会長は、前項の場合において、まちづくり基準に適合しないと認めるときは、必要な措置を講ずるよう協力を要請するものとします。

5 審査会は、前項の場合において、当該事前協議に係る行為がまちづくり基準に適合せず、地域の環境に影響を及ぼすと認められる場合は、関係地権者への説明会の開催を求めることができるものとします。

(協定の効果)

第10条 協定地域内の権利の移転等をする場合は、譲受人に協定内容を引き継ぐもの
とします。

2 協定の施行日以降、新たに協定地域内に権利を取得した者に対しても、協力を求
めるものとします。

3 協定者以外の協定地域内の土地所有者、及び建築物等の所有者並びに賃借権者等
に対しても、この協定内容について協力を求めるものとします。

(協定の有効期間)

第11条 協定の有効期間は、締結の日から満10年間とし、期間満了前に協定者の過
半数から改定及び廃止の申し出がなかった場合は、更に10年間延長されるものと
し、以降同様とします。

(協定の改定及び廃止)

第12条 この協定書の内容、及びまちづくり基準を変更しようとする場合は、第4条
同様権利者の3分の2以上の合意を必要とするものとします。

2 この協定を廃止する場合は、協定者の過半数の合意を必要とするものとします。

(補則)

第13条 この協定に規定するもののほか、協定の実施に関して必要な事項は別に定め
ます。

附則

1 この協定は、平成13年10月16日から効力を発するものとします。

平成13年10月15日

協定締結代表者

ふたつのアルプス望岳の里

南田市場景観形成住民協定協議会

駒ヶ根市上穂南4番1号
会長 竹内 滋

